

大分県報

令和二年
三月十九日
号外(一八)

(木曜日)

目次

規則

大分県有財産規則の一部改正……………

公告

令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施の公告の一部改正……………

規則

大分県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十三号

大分県有財産規則の一部を改正する規則

大分県有財産規則(昭和三十九年大分県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(使用料の不還付)

第三十五条の三 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年二月二十七日から適用する。

公告

令和二年三月三日付け大分県報第八五号に登載の令和二年二級建築士試験及び木造建築士

試験の実施の公告の一部を次のように改正する。

令和二年三月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 受験申込手続を次のように改める。

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(一) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日(水)から同年四月十三日(月)まで

(二) 受験申込方法及び郵送

次の宛先(締切日の消印があるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三一六 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和二年四月十三日(月)から同月二十日(月)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要事項を入力し申し込むこと。